

「生活家電が当選!?!」心当たりのないメールは無視

申込んだ覚えのない懸賞や宝くじに当選したというメールやショートメッセージが届き、お金を受け取るための送金料や手数料を請求されたという相談が多くあります。そこで、最新の相談事例を紹介し、被害に遭わないようアドバイスをします。

【事例1】50歳代 女性

SNSの副業広告に興味を持ち、会員登録すると、知らない人から「当選おめでとうございます。見事公式ジャンボ宝くじ5等500万円が当たりました。振込先として銀行口座と個人情報の登録が必要です」とメッセージが届いた。それを信じ、指示されるまま、入金手数料として2,000円分電子マネーを購入しID番号を伝えたが、その後500万円はいっさい振り込まれない。

【事例2】60歳代 女性

スマートフォンに「新生活の味方に応援懸賞キャンペーン開催中♪生活家電、商品券、電子マネーが当たり、貴方の新生活をサポートする商品をご当選♪今すぐプレゼント内容の当選確認」と連絡先電話番号があるショートメッセージが届いた。電話をかけると、「確認しました」とガイダンスが流れエントリーが完了するようだ。自分は引越すわけでも、新生活をスタートするわけでもないのに、特段エントリーするつもりはないが、本当の懸賞キャンペーンか。

【事例3】70歳代 男性

スマートフォンに「3億円が当たりました。3億円を手に入れるため参加料2万円を銀行口座に振り込んでください」とメールが届き、それを信じて2万円を指定口座に振り込んだ。すると、追加の3万円を請求され、振り込もうと思うが妻はだまされていると言う。

【ひとこと助言】

スマートフォンが普及する以前は、封書で「海外宝くじの当選」が届き被害が発生していました。最近では、メール・ショートメッセージもしくはSNSで通知があります。申込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。実在する機関や事業者を名乗る場合がありますが、メール等に記載された宝くじなどは実在するかどうか分かりません。大金が当選したという通知が届いても鵜呑みにせず、相手への連絡や、個人情報を入力する手続きをしないように気を付けましょう。一度でも連絡をすると、送金料や手数料と称してお金を請求されたり、その後もメールがしつこく送られてくる可能性があります。

また、一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは困難です。少しでも「おかしいな？」と思ったり、困ったときは下記相談窓口にご連絡ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

